

平成 31 年度
国頭村簡易水道水質検査委託業務

月 報

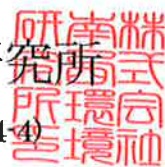
令和元年 11 月

国頭村役場 建設課

(沖縄県国頭郡国頭村字辺土名 3)

株式会社南西環境研究所

(沖縄県中頭郡西原町字東崎 4-4)



平成 31 年度 国頭村簡易水道水質検査委託業務の 11 月月次の月報を別紙のとおり報告いたします。

(原水)水質試験検査結果証明書
(基準項目)

第 DW19-0923 号
令和元年11月28日

国頭村長 殿

事業体名	国頭村		
水質区分	簡易水道(原水)		
採取地点	大川山浄水場	系統	
		受水点	
		系	
採取箇所	大川山浄水場		

厚生労働省登録番号第90号

南保27水第1号

株式会社 南西環境研究所

〒903-0105 沖縄県中頭郡西原町字新保

TEL 098-835-8411(代) FAX 098-835-8412



受付日	令和元年11月12日			検査期日	令和元年11月12日 ~ 令和元年11月15日		
採取日	令和元年11月12日	気温	25.0 °C	水温	24.0 °C	天候	晴れ
採取方法	上水試験方法 2011年度版 日本水道協会 採取容器に直接採取						
採水者	国頭村役場建設課 新垣 隆雄氏						

御依頼を受けました試料について、水質検査の結果を次のとおり証明致します。
なお、検査結果は受領した試料に対するものです。

検査項目	検査結果	単位	水質基準*1	検査項目	検査結果	単位	水質基準
一般細菌	-	CFU/mL	100以下	総トリハロメタン	-	mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	-	-	検出されないこと	トリクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	-	mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン*	-	mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	-	mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム*	-	mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	-	mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
ヒ素及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	-	mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	-	mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	-	mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	-	mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	-	mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	-	mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.122	mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	-	mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	-	mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	-	mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	-	mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	-	mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	-	mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	-	mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	-	mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	-	mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	-	mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	-	mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	-	mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	-	mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	-	mg/L	3mg/L以下
塩素酸	-	mg/L	0.6mg/L以下	pH値	-	-	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	-	mg/L	0.02mg/L以下	味	-	-	異常でないこと
クロロホルム*	-	mg/L	0.06mg/L以下	臭気	-	-	異常でないこと
ジクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下	色度	-	度	5度以下
ジブロモクロロメタン*	-	mg/L	0.1mg/L以下	濁度	-	度	2度以下
臭素酸	-	mg/L	0.01mg/L以下	残留塩素	-	mg/L	-
					-	-	-

総トリハロメタンは、*4項目の和である。

*1水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号 最終改正 平成27年3月2日厚生労働省令第29号)

検査の方法: 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 最終改正 平成30年3月28日厚生労働省令第138号)

判 定		水質検査部門管理者	田中弘美
-----	--	-----------	------

*本証明書の一部のみを複製して使用することはご遠慮ください。

(浄水) 水質試験検査結果証明書
(基準項目)

第 DW19-0924 号
令和元年11月28日

国頭村長 殿

事業体名	国頭村		
水質区分	簡易水道(浄水)		
採取地点	大川山浄水場	系統	
		受水点	
		系	
採取箇所	辺戸36 辺戸共同店		

厚生労働省登録番号第90所
南保27水第1号
株式会社 南西環境研究所
〒903-0105 沖縄県中頭郡西原町字東崎4-4
TEL 098-835-8411(代) FAX 098-835-8412

受付日	令和元年11月12日		検査期日	令和元年11月12日 ~ 令和元年11月15日	
採取日	令和元年11月12日	気温	25.0℃	水温	23.5℃
採取方法	上水試験方法 2011年度版 日本水道協会 採取容器に直接採取				
採取者	国頭村役場建設課 新垣 隆雄氏				

御依頼を受けました試料について、水質検査の結果を次のとおり証明致します。
なお、検査結果は受領した試料に対するものです。

検査項目	検査結果	単位	水質基準 ^{*1}	検査項目	検査結果	単位	水質基準
一般細菌	0	CFU/mL	100以下	総トリハロメタン	—	mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	—	検出されないこと	トリクロロ酢酸	—	mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	—	mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン*	—	mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	—	mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム*	—	mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下
ヒ素及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	—	mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	—	mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	—	mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	—	mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下
シアン化物イオン及び 塩化シアン	—	mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	—	mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	—	mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	—	mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	26	mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下	カルシウム、 マグネシウム等(硬度)	—	mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	—	mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	—	mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	—	mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	—	mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	—	mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	—	mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	—	mg/L	0.01mg/L以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	0.7	mg/L	3mg/L以下
塩素酸	—	mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.6	—	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	—	mg/L	0.02mg/L以下	味	異常なし	—	異常でないこと
クロロホルム*	—	mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常なし	—	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	mg/L	0.03mg/L以下	色度	<0.5	度	5度以下
ジブロモクロロメタン*	—	mg/L	0.1mg/L以下	濁度	<0.1	度	2度以下
臭素酸	—	mg/L	0.01mg/L以下	残留塩素	0.1	mg/L	—
	—	—	—		—	—	—

総トリハロメタンは、*4項目の和である。

*1水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号 最終改正 平成27年3月2日厚生労働省令第29号)

検査の方法: 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 最終改正 平成30年3月28日厚生労働省令第138号)

判 定	上記の項目について検査した結果、飲料水に適合である。	水質検査部門管理者	田中弘美
-----	----------------------------	-----------	------

*本証明書の一部のみを複製して使用することはご遠慮ください。

(浄水) 水質試験検査結果証明書
(基準項目)

第 DW19-0925 号
令和元年11月28日

国頭村長 殿

事業体名	国頭村		
水質区分	簡易水道(浄水)		
採取地点	大川山浄水場	系統	
		受水点	
		系	
採取箇所	浜49-1 浜グラウンド		

厚生労働省登録番号第90号

南保27水第1号

株式会社 南西環境研究所

〒903-0105 沖縄県中頭郡西原町字長嶺4-1

TEL 098-835-8411(代) FAX 098-835-8412



受付日	令和元年11月12日			検査期日	令和元年11月12日 ～ 令和元年11月15日		
採取日	令和元年11月12日	気温	24.0℃	水温	23.0℃	天候	晴れ
採取方法	上水試験方法 2011年度版 日本水道協会 採取容器に直接採取						
採水者	国頭村役場建設課 新垣 隆雄氏						

御依頼を受けました試料について、水質検査の結果を次のとおり証明致します。
なお、検査結果は受領した試料に対するものです。

検査項目	検査結果	単位	水質基準 ^{*1}	検査項目	検査結果	単位	水質基準
一般細菌	0	CFU/mL	100以下	総トリハロメタン	—	mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	—	検出されないこと	トリクロロ酢酸	—	mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	—	mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン*	—	mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	—	mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム*	—	mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下
ヒ素及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	—	mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	—	mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	—	mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	—	mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下
シアン化物イオン及び 塩化シアン	—	mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	—	mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	—	mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	—	mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	26	mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下	カルシウム、 マグネシウム等(硬度)	—	mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	—	mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	—	mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	mg/L	0.04mg/L以下	ジオスミン	—	mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	—	mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	—	mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	—	mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	—	mg/L	0.01mg/L以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	0.7	mg/L	3mg/L以下
塩素酸	—	mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.3	—	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	—	mg/L	0.02mg/L以下	味	異常なし	—	異常でないこと
クロロホルム*	—	mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常なし	—	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	mg/L	0.03mg/L以下	色度	<0.5	度	5度以下
ジブromクロロメタン*	—	mg/L	0.1mg/L以下	濁度	<0.1	度	2度以下
臭素酸	—	mg/L	0.01mg/L以下	残留塩素	0.7	mg/L	—

総トリハロメタンは、*4項目の和である。

*1水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号 最終改正 平成27年3月2日厚生労働省令第29号)

検査の方法: 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 最終改正 平成30年3月28日厚生労働省令第138号)

判 定	上記の項目について検査した結果、飲料水に適合である。	水質検査部門管理者	田中弘美
-----	----------------------------	-----------	------

*本証明書の一部のみを複製して使用することはご遠慮ください。

(浄水) 水質試験検査結果証明書
(基準項目)

第 DW19-0926 号
令和元年11月28日

国頭村長 殿

事業体名	国頭村		
水質区分	簡易水道(浄水)		
採取地点	辺土名浄水場	系統	
		受水点	
		系	
採取箇所	辺土名3 国頭村役場建設課		

厚生労働省登録番号第90号
南保27水第1号
株式会社 南西環 宮城事務所
〒903-0105 沖縄県中頭郡西原町字車崎4-4
TEL 098-835-8411(代) FAX 098-835-8412



受付日	令和元年11月12日			検査期日	令和元年11月12日 ～ 令和元年11月15日		
採取日	令和元年11月12日	気温	24.0 ℃	水温	23.0 ℃	天候	晴れ
採取方法	上水試験方法 2011年度版 日本水道協会 採取容器に直接採取						
採水者	国頭村役場建設課 新垣 隆雄氏						

御依頼を受けました試料について、水質検査の結果を次のとおり証明致します。
なお、検査結果は受領した試料に対するものです。

検査項目	検査結果	単位	水質基準 ^{※1}	検査項目	検査結果	単位	水質基準
一般細菌	0	CFU/mL	100以下	総トリハロメタン	-	mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	-	検出されないこと	トリクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	-	mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン*	-	mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	-	mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム*	-	mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	-	mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
ヒ素及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	-	mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	-	mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	-	mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	-	mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
シアニ化物イオン及び塩化シアン	-	mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	-	mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	-	mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	-	mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	30	mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	-	mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	-	mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	-	mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	-	mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	-	mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	-	mg/L	0.0001mg/L以下
ジクロロメタン	-	mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	-	mg/L	0.0001mg/L以下
テトラクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	-	mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	-	mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	-	mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3	mg/L	3mg/L以下
塩素酸	-	mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.2	-	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	-	mg/L	0.02mg/L以下	味	異常なし	-	異常でないこと
クロロホルム*	-	mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常なし	-	異常でないこと
ジクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下	色度	<0.5	度	5度以下
ジブロモクロロメタン*	-	mg/L	0.1mg/L以下	濁度	<0.1	度	2度以下
臭素酸	-	mg/L	0.01mg/L以下	残留塩素	0.6	mg/L	-
	-				-	-	-

総トリハロメタンは、*4項目の和である。

*1水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号 最終改正 平成27年3月2日厚生労働省令第29号)

検査の方法: 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 最終改正 平成30年3月28日厚生労働省令第138号)

判 定	上記の項目について検査した結果、飲料水に適合である。	水質検査部門管理者	田中弘美
-----	----------------------------	-----------	------

*本証明書の一部のみを複製して使用することはご遠慮ください。

(浄水) 水質試験検査結果証明書
(基準項目)

第 DW19-0927 号
令和元年11月28日

国頭村長 殿

事業体名	国頭村		
水質区分	簡易水道(浄水)		
採取地点	安波水源地	系統	
		受水点	
		系	
採取箇所	安波110 安波公民館		

厚生労働省登録番号第90号
南保27水第1号
株式会社 南西環境研究所
〒903-0105 沖縄県中頭郡西原町字新保4-4
TEL 098-835-8411(代) FAX 098-835-8412



受付日	令和元年11月12日		検査期日	令和元年11月12日 ~ 令和元年11月15日	
採取日	令和元年11月12日	気温	25.0 °C	水温	26.0 °C
採取方法	上水試験方法 2011年度版 日本水道協会 採取容器に直接採取				
採水者	国頭村役場建設課 新垣 隆雄氏				

御依頼を受けました試料について、水質検査の結果を次のとおり証明致します。
なお、検査結果は受領した試料に対するものです。

検査項目	検査結果	単位	水質基準 ^{*1}	検査項目	検査結果	単位	水質基準
一般細菌	0	CFU/mL	100以下	総トリハロメタン	—	mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	—	検出されないこと	トリクロロ酢酸	—	mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	—	mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン*	—	mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	—	mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム*	—	mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下
ヒ素及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	—	mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	—	mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	—	mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	—	mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下
シアン化物イオン及び 塩化シアン	—	mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	—	mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	—	mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	—	mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	23	mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下	カルシウム、 マグネシウム等(硬度)	—	mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	—	mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	—	mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	mg/L	0.04mg/L以下	ジオオスミン	—	mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	—	mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	—	mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	—	mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	—	mg/L	0.01mg/L以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	0.3	mg/L	3mg/L以下
塩素酸	—	mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.0	—	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	—	mg/L	0.02mg/L以下	味	異常なし	—	異常でないこと
クロロホルム*	—	mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常なし	—	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	mg/L	0.03mg/L以下	色度	<0.5	度	5度以下
ジブromクロロメタン*	—	mg/L	0.1mg/L以下	濁度	<0.1	度	2度以下
臭素酸	—	mg/L	0.01mg/L以下	残留塩素	0.4	mg/L	—

総トリハロメタンは、*4項目の和である。

*1水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号 最終改正 平成27年3月2日厚生労働省令第29号)

検査の方法: 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 最終改正 平成30年3月28日厚生労働省令第138号)

判 定	上記の項目について検査した結果、飲料水に適合である。	水質検査部門管理者	田中弘美
-----	----------------------------	-----------	------

*本証明書の一部のみを複製して使用することはご遠慮ください。

(浄水) 水質試験検査結果証明書
(基準項目)

第 DW19-0928 号
令和元年11月28日

国頭村長 殿

事業体名	国頭村		
水質区分	簡易水道(浄水)		
採取地点	安波水源	系統	
		受水点	
		系	
採取箇所	安波1705 玉城親七宅		

厚生労働省登録番号第90号

南保27水第1号

株式会社 南西環境

〒903-0105 沖縄県中頭郡西原町下新崎

TEL 098-835-8411(代) FAX 098-835-8412



受付日	令和元年11月12日			検査期日	令和元年11月12日 ~ 令和元年11月15日		
採取日	令和元年11月12日	気温	25.0 °C	水温	26.0 °C	天候	晴れ
採取方法	上水試験方法 2011年度版 日本水道協会 採取容器に直接採取						
採取者	国頭村役場建設課 新垣 隆雄氏						

御依頼を受けました試料について、水質検査の結果を次のとおり証明致します。
なお、検査結果は受領した試料に対するものです。

検査項目	検査結果	単位	水質基準 ^{*1}	検査項目	検査結果	単位	水質基準
一般細菌	0	CFU/mL	100以下	総トリハロメタン	—	mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	—	検出されないこと	トリクロロ酢酸	—	mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	—	mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン*	—	mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	—	mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム*	—	mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下
ヒ素及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	—	mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	—	mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	—	mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	—	mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下
シアン化物イオン及び 塩化シアン	—	mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	—	mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	—	mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	—	mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	23	mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下	カルシウム、 マグネシウム等(硬度)	—	mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	—	mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	—	mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	—	mg/L	0.0001mg/L以下
ジクロロメタン	—	mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	mg/L	0.0001mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	—	mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	—	mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	—	mg/L	0.01mg/L以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	0.2	mg/L	3mg/L以下
塩素酸	—	mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.1	—	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	—	mg/L	0.02mg/L以下	味	異常なし	—	異常でないこと
クロロホルム*	—	mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常なし	—	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.8	度	5度以下
ジブロモクロロメタン*	—	mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1	度	2度以下
臭素酸	—	mg/L	0.01mg/L以下	残留塩素	0.4	mg/L	—
	—	—	—	—	—	—	—

総トリハロメタンは、*4項目の和である。

*1水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号 最終改正 平成27年3月2日厚生労働省令第29号)

検査の方法: 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 最終改正 平成30年3月28日厚生労働省令第138号)

判 定	上記の項目について検査した結果、飲料水に適合である。	水質検査部門管理者	田中弘美
-----	----------------------------	-----------	------

*本証明書の一部のみを複製して使用することはご遠慮ください。

(浄水) 水質試験検査結果証明書
(基準項目)

第 DW19-0929 号
令和元年11月28日

国頭村長 殿

事業体名	国頭村		
水質区分	簡易水道(浄水)		
採取地点	伊部浄水場	系統	
		受水点	
		系	
採取箇所	安田858 安田公民館		

厚生労働省登録番号第90号
南保27水第1号
株式会社 南西環 保 所
〒903-0105 沖縄県中頭郡西原町東島4-4
TEL 098-835-8411(代) FAX 098-835-8412



受付日	令和元年11月12日			検査期日	令和元年11月12日 ~ 令和元年11月15日		
採取日	令和元年11月12日	気温	26.0 °C	水温	25.0 °C	天候	晴れ
採取方法	上水試験方法 2011年度版 日本水道協会 採取容器に直接採取						
採水者	国頭村役場建設課 新垣 隆雄氏						

御依頼を受けました試料について、水質検査の結果を次のとおり証明致します。
なお、検査結果は受領した試料に対するものです。

検査項目	検査結果	単位	水質基準*	検査項目	検査結果	単位	水質基準
一般細菌	0	CFU/mL	100以下	総トリハロメタン	-	mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	-	検出されないこと	トリクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	-	mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン*	-	mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	-	mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム*	-	mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	-	mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
ヒ素及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	-	mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	-	mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	-	mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	-	mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
シアン化物イオン及び 塩化シアン	-	mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	-	mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	-	mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	-	mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	39	mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下	カルシウム、 マグネシウム等(硬度)	-	mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	-	mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	-	mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	-	mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	-	mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	-	mg/L	0.0001mg/L以下
ジクロロメタン	-	mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	-	mg/L	0.0001mg/L以下
テトラクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	-	mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	-	mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	-	mg/L	0.01mg/L以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	0.1	mg/L	3mg/L以下
塩素酸	-	mg/L	0.6mg/L以下	pH値	8.1	-	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	-	mg/L	0.02mg/L以下	味	異常なし	-	異常でないこと
クロロホルム*	-	mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常なし	-	異常でないこと
ジクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下	色度	<0.5	度	5度以下
ジブromクロロメタン*	-	mg/L	0.1mg/L以下	濁度	<0.1	度	2度以下
臭素酸	-	mg/L	0.01mg/L以下	残留塩素	0.6	mg/L	-
	-	mg/L			-	-	-

総トリハロメタンは、*4項目の和である。

*1水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号 最終改正 平成27年3月2日厚生労働省令第29号)

検査の方法: 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 最終改正 平成30年3月28日厚生労働省令第138号)

判 定	上記の項目について検査した結果、飲料水に適合である。	水質検査部門管理者	田中弘美
-----	----------------------------	-----------	------

*本証明書の一部のみを複製して使用することはご遠慮ください。

(浄水) 水質試験検査結果証明書
(基準項目)

第 DW19-0930 号
令和元年11月28日

国頭村長 殿

事業体名	国頭村		
水質区分	簡易水道(浄水)		
採取地点	伊部浄水場	系統	
		受水点	
		系	
採取箇所	楚洲267 楚洲共同店		

厚生労働省登録番号第905
南保27水第1号
株式会社 南西環 事務所
〒903-0105 沖縄県中頭郡西原町平良橋4-4
TEL 098-835-8411(代) FAX 098-835-8412

受付日	令和元年11月12日		検査期日	令和元年11月12日 ~ 令和元年11月15日	
採取日	令和元年11月12日	気温	24.5 °C	水温	25.0 °C
採取方法	上水試験方法 2011年度版 日本水道協会 採取容器に直接採取				
採水者	国頭村役場建設課 新垣 隆雄氏				

御依頼を受けました試料について、水質検査の結果を次のとおり証明致します。
なお、検査結果は受領した試料に対するものです。

検査項目	検査結果	単位	水質基準*	検査項目	検査結果	単位	水質基準
一般細菌	0	CFU/mL	100以下	総トリハロメタン	-	mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	-	検出されないこと	トリクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	-	mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン*	-	mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	-	mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム*	-	mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	-	mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
ヒ素及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	-	mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	-	mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	-	mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	-	mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
シアン化物イオン及び 塩化シアン	-	mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	-	mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	-	mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	-	mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	38	mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下	カルシウム、 マグネシウム等(硬度)	-	mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	-	mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	-	mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	-	mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	-	mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	mg/L	0.04mg/L以下	ジオスミン	-	mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	-	mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	-	mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	-	mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	-	mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	-	mg/L	0.01mg/L以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	0.2	mg/L	3mg/L以下
塩素酸	-	mg/L	0.6mg/L以下	pH値	8.2	-	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	-	mg/L	0.02mg/L以下	味	異常なし	-	異常でないこと
クロロホルム*	-	mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常なし	-	異常でないこと
ジクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下	色度	<0.5	度	5度以下
ジブロモクロロメタン*	-	mg/L	0.1mg/L以下	濁度	<0.1	度	2度以下
臭素酸	-	mg/L	0.01mg/L以下	残留塩素	0.6	mg/L	-
	-	mg/L			-	-	-

総トリハロメタンは、*1項目の和である。

*1水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号 最終改正 平成27年3月2日厚生労働省令第29号)

検査の方法: 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 最終改正 平成30年3月28日厚生労働省令第138号)

判 定	上記の項目について検査した結果、飲料水に適合である。	水質検査部門管理者	田中弘美
-----	----------------------------	-----------	------

*本証明書の一部のみを複製して使用することはご遠慮ください。

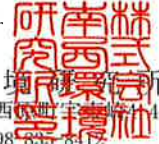
(浄水) 水質試験検査結果証明書
(基準項目)

第 DW19-0931 号
令和元年11月28日

国頭村長 殿

事業体名	国頭村		
水質区分	簡易水道(浄水)		
採取地点	奥水源	系統	
		受水点	
		系	
採取箇所	奥133 奥公民館		

厚生労働省登録番号第90号
南保27水第1号
株式会社 南西環境研究所
〒903-0105 沖縄県中頭郡西原町字南保1-1
TEL 098-835-8411(代) FAX 098-835-8412



受付日	令和元年11月12日			検査期日	令和元年11月12日 ~ 令和元年11月15日		
採取日	令和元年11月12日	気温	25.0℃	水温	24.0℃	天候	晴れ
採取方法	上水試験方法 2011年度版 日本水道協会 採取容器に直接採取						
採取者	国頭村役場建設課 新垣 隆雄氏						

御依頼を受けました試料について、水質検査の結果を次のとおり証明致します。
なお、検査結果は受領した試料に対するものです。

検査項目	検査結果	単位	水質基準 ^{*1}	検査項目	検査結果	単位	水質基準
一般細菌	0	CFU/mL	100以下	総トリハロメタン	—	mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	—	検出されないこと	トリクロロ酢酸	—	mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	—	mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン*	—	mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	—	mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム*	—	mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下
ヒ素及びその化合物	—	mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	—	mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	—	mg/L	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	—	mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	—	mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下
シアン化物イオン及び 塩化シアン	—	mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	—	mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	—	mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	—	mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	40	mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	—	mg/L	1mg/L以下	カルシウム、 マグネシウム等(硬度)	—	mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	—	mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	—	mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	—	mg/L	0.0001mg/L以下
ジクロロメタン	—	mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	mg/L	0.0001mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	—	mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	—	mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	—	mg/L	0.01mg/L以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	0.2	mg/L	3mg/L以下
塩素酸	—	mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.5	—	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	—	mg/L	0.02mg/L以下	味	異常なし	—	異常でないこと
クロロホルム*	—	mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常なし	—	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	mg/L	0.03mg/L以下	色度	<0.5	度	5度以下
ジブromクロロメタン*	—	mg/L	0.1mg/L以下	濁度	<0.1	度	2度以下
臭素酸	—	mg/L	0.01mg/L以下	残留塩素	0.5	mg/L	—
	—	—	—		—	—	—

総トリハロメタンは、*4項目の和である。

*1水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号 最終改正:平成27年3月2日厚生労働省令第29号)

検査の方法: 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 最終改正:平成30年3月28日厚生労働省令第138号)

判 定	上記の項目について検査した結果、飲料水に適合である。	水質検査部門管理者	田中弘美
-----	----------------------------	-----------	------

*本証明書の一部のみを複製して使用することはご遠慮ください。

下限値および検査方法

検査項目		定量下限値*1	報告下限値*1	検査方法	
1	一般細菌	0	0	別表第 1	標準寒天培地法
2	大腸菌	—	—	2	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.0002	0.0003	6	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
4	水銀及びその化合物	0.00005	0.00005	7	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.001	0.001	6	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
6	鉛及びその化合物	0.0002	0.001	6	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
7	ヒ素及びその化合物	0.0002	0.001	6	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
8	六価クロム化合物	0.001	0.001	6	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
9	亜硝酸態窒素	0.004	0.004	13	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001	0.001	12	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.02	0.03	13	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
12	フッ素及びその化合物	0.05	0.05	13	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
13	ホウ素及びその化合物	0.002	0.004	6	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
14	四塩化炭素	0.0001	0.0001	14	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
15	1,4-ジオキサン	0.002	0.005	14	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン	0.0002	0.0002	14	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
17	ジクロロメタン	0.0001	0.0001	14	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
18	テトラクロロエチレン	0.0001	0.0001	14	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
19	トリクロロエチレン	0.0001	0.0001	14	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
20	ベンゼン	0.0001	0.0001	14	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
21	塩素酸	0.06	0.06	16-2	イオンクロマトグラフ法
22	クロロ酢酸	0.002	0.002	17-2	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
23	クロロホルム*	0.0001	0.0001	14	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
24	ジクロロ酢酸	0.002	0.002	17-2	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
25	ジブロモクロロメタン*	0.0001	0.0001	14	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
26	臭素酸	0.001	0.001	18	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	0.0004	0.0004	14	*4項目の和
28	トリクロロ酢酸	0.002	0.002	17-2	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
29	ブロモジクロロメタン*	0.0001	0.0001	14	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
30	ブロモホルム*	0.0001	0.0001	14	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
31	ホルムアルデヒド	0.001	0.001	19	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
32	亜鉛及びその化合物	0.001	0.001	6	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
33	アルミニウム及びその化合物	0.001	0.001	6	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
34	鉄及びその化合物	0.003	0.01	6	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
35	銅及びその化合物	0.001	0.001	6	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	20	イオンクロマトグラフ法(陽イオン)による一斉分析法
37	マンガン及びその化合物	0.0002	0.001	6	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
38	塩化物イオン	0.8	1	13	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	22	滴定法
40	蒸発残留物	1	1	23	重量法
41	陰イオン界面活性剤	0.02	0.02	24	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
42	ジェオスミン	0.000001	0.000001	25	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法
43	2-メチルイソボルネオール	0.000001	0.000001	25	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法
44	非イオン界面活性剤	0.005	0.005	28	固相抽出-吸光光度法
45	フェノール類	0.0005	0.0005	29	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.1	0.1	30	全有機炭素計測定法
47	pH値	0.01	0.1	31	ガラス電極法
48	味	—	—	33	官能法
49	臭気	—	—	34	官能法
50	色度	0.5	0.5	36	透過光測定法
51	濁度	0.1	0.1	41	積分球式光電光度法

*1 単位:mg/L(但し、大腸菌、pH、味、臭気は単位なし、一般細菌の単位はCFU/mL、色度と濁度の単位は度)